

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 8 月 7 日
【会社名】	K D D I 株式会社
【英訳名】	KDDI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 孝司
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号 （同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
【電話番号】	(03)6678-0712
【事務連絡者氏名】	コーポレート統括本部 経営管理本部長 本田 弘樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,125,000円 （注） 本有価証券届出書の対象とした募集金額は1億円未満ですが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第4項第5号に規定する、発行価額若しくは売出価額の総額が一億円以上である有価証券の募集若しくは売出しと並行して行われるこれらの募集又は売出しに係る有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出しに該当するため、本届出をするものであります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,125,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。

- (注) 1 平成27年8月7日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	1,125,000株	1,125,000	
一般募集			
計（総発行株式）	1,125,000株	1,125,000	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1		100株	平成27年9月1日		平成27年9月1日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
K D D I 株式会社 財務・経理部	東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
三菱UFJ信託銀行株式会社 本店	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,125,000	-	1,125,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途です。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,125,000円につきましては、平成27年9月1日以降、本件導入のための各種諸費用等に充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は平成27年8月7日の取締役会により本自己株式処分と並行して、以下の概要にて自己株式処分を決議しております。なお、本有価証券届出書の提出と同日に、この自己株式処分についても有価証券届出書を提出しています。本自己株式処分は、この自己株式処分に並行して行われる第三者割当による自己株式の処分(並行第三者割当)です。

(1) 処分期日	平成27年9月1日
(2) 処分株式数	普通株式1,738,000株
(3) 処分価額	1株につき2,936円
(4) 処分価額の総額	5,102,768,000円
(5) 処分方法	第三者割当による処分
(6) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)
(7) その他	該当事項はありません。

上記詳細につきましては、平成27年8月7日に提出した有価証券届出書をご参照ください。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要（平成27年8月7日現在）

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （KDDI財団信託口）
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 和地 薫
資本金	10,000百万円
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務
主たる出資者及びその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社 46.5% 日本生命保険相互会社 33.5% 明治安田生命保険相互会社 10.0% 農中信託銀行株式会社 10.0%

b 提出者と割当予定先との間の関係（平成27年8月7日現在）

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、資金借入取引があります。
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。

イ) 信託の概要

当社は、世界中の人々が持続的に豊かで幸せな生活を送れる、笑顔あふれる社会の実現に貢献すべく、国内外において自社の技術や人材を活かした社会貢献活動を推進してまいりました。

また、公益財団法人KDDI財団（以下「KDDI財団」といいます。）は、「情報通信による世界の調和ある健全な発展への寄与」を理念として、様々な公益目的事業を実施しており、その活動は当社の目指す社会の実現に結びつけられると共に、中長期的観点及びCSR活動の観点から当社の利益に資するものと考えております。

そこで、KDDI財団の社会貢献活動の支援のために、当社株式の配当金によって活動原資を拠出するべく、当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者（共同受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）、KDDI財団を受益者とする他益信託（以下「本信託」といいます。）を設定し、本信託に対し、第三者割当の方法により、特に有利な払込金額で、当社株式を処分します。本信託は、当社株式の配当等による信託収益をKDDI財団に交付し、KDDI財団は当該信託収益を活動原資に加え、今後事業を実施します。

本自己株式処分は、KDDI財団の社会貢献活動の原資を拠出するために設定される本信託に対し行うものです。

ロ) KDDI財団について

(1) 財団の使命

KDDI財団は、わが国の内外において情報通信の恩恵を広く社会に還元するとともに、情報通信による世界の調和ある健全な発展に寄与することを理念とし、公益目的事業を展開することにより国際社会の持続的発展に寄与していくことを使命としています。

(2) 財団の概要

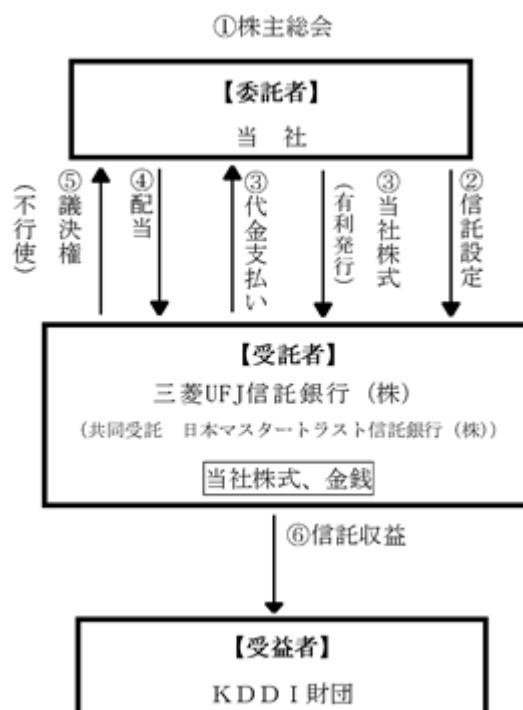
名称	公益財団法人 K D D I 財団
所在地	東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
理事長	安田 豊
活動内容	助成事業、国際協力事業、I C T 普及事業等
活動原資	基本財産57億円の運用益及び寄付金
設立年月日	平成21年10月1日
当社との関係	
資本関係	当社は K D D I 財団の基本財産の出捐企業です。
人的関係	当社の取締役1名が K D D I 財団の評議員を兼務しております。また、当社の顧問、役員及び従業員の3名は K D D I 財団の理事を兼務しております。その他当社従業員が出向しております。
取引関係	当社は K D D I 財団に寄付を行っております。平成26年度は2千万円を寄付いたしました。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注) 基本財産の金額は、平成27年3月末の金額となっております。

八) 参考 (信託契約の概要)

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
信託の目的	K D D I 財団の社会貢献活動の支援
委託者	当社
受託者	三菱 U F J 信託銀行株式会社 (共同受託者: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	K D D I 財団
信託契約日	平成27年9月1日
信託の期間	平成27年9月1日 ~ 平成31年1月31日 (予定) なお、委託者、受託者、受益者が合意しない限り、信託期間は1年延長されるものと し、以後同様といたします。
議決権行使	行使しないものといたします。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	1,125,000円
株式の取得時期	平成27年9月1日
株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得

二) 本信託の仕組み



当社は本信託スキームにおける自己株式の処分（有利発行）について、株主総会の特別決議の承認を得ております。

当社はKDDI財団を受益者とする金銭信託を設定します。

当社は共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社を割当予定先とする自己株式の有利発行を行い、受託者は当社の当社が拠出した資金をもって取得代金を支払います。

当社は受託者に配当金を支払います。

受託者は信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

受託者は当社配当を原資として、信託収益を受益者に交付します。

c 割当予定先の選定理由

上記「b 提出者と割当予定先との間の関係（平成27年8月7日現在）イ）信託の概要」に記載の財団活動を支援する目的の信託スキームの構築にあたっては、信託業務における豊富な実績・経験を有する三菱UFJ信託銀行株式会社が最適であるとの判断にいたり、同社を受託者として選定いたしました。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社と締結する予定の本信託の信託契約に基づき、共同受託者として信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が割当予定先として選定されることになります。

d 割り当てようとする株式の数

1,125,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、本信託契約に従って、当社株式の配当を原資とした信託収益をKDDI財団に交付します。

本信託は、今後締結する信託契約に基づき、信託目的の達成が困難であると認められる場合を除き、処分株式を保有する予定です。また、信託を終了する際は、信託財産を受益者に現状有姿のまま交付するものとします。

また、当社は割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社から、割当日より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて、確約書を受領する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に、当該株式を取得するためにK D D I 財団を受益者とする金銭信託を設定します。当初信託金を割当日において信託財産内に保有する予定である旨、信託契約により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（K D D I 財団信託口）は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとしたします。

また、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係の有しているか否かについては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に照会を行った結果、同社の出資者や出資比率、役員が日本マスタートラスト信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報と相違ないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」という企業行動規範の基本方針に変更がない旨を確認いたしました。また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことについて、信託契約において確約をしております。

その結果、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係の有していないと判断いたしました。なお、当社は、その旨の確認書を、東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

K D D I 財団は、「助成事業」「国際協力事業」「ICT普及事業」等の公益目的事業を、安定的かつ継続的に実施することで、国際社会の情報通信の健全な発展を促進するとともに、情報通信による社会・経済・文化の持続的発展に寄与しております。「助成事業」は、情報通信の健全な発展に資することを目的として、個人・団体で行われる研究活動、N P O ・ N G O 法人等が行う社会的活動、留学生奨学金等に対して助成を行うものです。「国際協力事業」は、国際社会における健全な発展に資することを目的として、開発途上国における人材育成、子供達への教育支援、ルーラルエリアにおけるデジタルデバインド解消支援など行っており、「ICT普及事業」では、講習会・シンポジウム等開催など、情報通信の普及・振興に貢献することを目的とした活動を行っております。

これらの社会貢献活動の支援は、中長期的観点及びC S R 活動の観点からも当社の利益に資すると考えております。また、本自己株式処分はK D D I 財団の社会貢献活動の支援を目的としたものであり、調達する資金も上述のとおり、本件導入のために必要な諸費用等に充当することを予定しております。このため、1株1円という処分価格は合理的と考えております。

なお、本自己株式処分は、K D D I 財団に対する有利発行に該当するため、当社は平成27年6月17日開催の第31期定時株主総会において、会社法第199条及び第200条の規定に基づき、募集事項の決定を取締役に委任することを特別決議の議案として提案し、承認されております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

K D D I 財団は、「助成事業」「国際協力事業」「ICT普及事業」等の公益目的事業を、安定的かつ継続的に実施することで、国際社会の情報通信の健全な発展を促進するとともに、情報通信による社会・経済・文化の持続的発展に寄与しております。複数の公益目的事業を並行して安定的に実施していくにあたり、活動支援の原資となる処分数量の規模は合理的であると考えております。加えて本信託スキームでは、当面は本自己株式処分による当社株式が株式市場へ流出することは考えられないため、本自己株式処分による流通市場への影響は軽微であることから、当該処分数量のレベルは合理的であると考えております。また、本自己株式処分における希薄化の規模は、発行済株式の総数に対し、0.04%（小数点以下第3位を四捨五入）と極めて小規模なものであり、株式市場への影響は軽微であると考えております。

なお、本自己株式処分と並行してなされる「募集又は売出しに関する特別記載事項」記載の、当社役員への株式報酬制度「役員報酬B I P 信託口」及び管理職向けのインセンティブ・プラン「株式付与E S O P 信託口」にかかる自己株式処分数量1,738,000株を合計した場合でも、希薄化の規模は発行済株式総数に対して0.11%、総議決権個数に対して0.11%であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

以上により、流通市場への本自己株式処分による影響は、同日になされる他の自己株式処分の影響も併せて考慮しても、軽微なものであると考えられるものであり、合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
京セラ株式会社	京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿 町6番地	343,606	13.72	343,606	13.70
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	298,493	11.92	298,493	11.90
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3 号	141,467	5.65	141,467	5.64
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	108,418	4.33	108,418	4.32
ステートストリートバンクアン ドトラストカンパニー (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目 11-1)	71,954	2.87	71,954	2.87
ステートストリートバンクアン ドトラストカンパニー505223 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16- 13)	45,767	1.83	45,767	1.83
ジェーピーモルガンチェースバ ンク380055 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4丁目16- 13)	33,106	1.32	33,106	1.32
ステートストリートバンクアン ドトラストクライアントオムニ バスアカウントオーエムゼロ ツ505002 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	100KING STREET WEST, SUITE 3500, PO BOX 23 TORONTO, ONTARIO M5X 1A9 CANADA (東京都中央区月島4丁目16- 13)	30,424	1.21	30,424	1.21
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	26,725	1.07	26,725	1.07
ステートストリートバンクアン ドトラストカンパニー505225 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16- 13)	25,698	1.03	25,698	1.02
計	-	1,125,659	44.95	1,125,659	44.88

(注) 1 平成27年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2 所有議決権数の割合は小数点第3位を四捨五入しております。

3 上記のほか当社保有の自己株式185,954,982株は、本自己株式処分と並行してなされる「募集又は売出しに関する特別記載事項」記載の、当社役員への株式報酬制度「役員報酬BIP信託口」及び管理職向けのインセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託口」の自己株式処分1,738,000株の影響も併せ、割当後183,091,982株となります。ただし、平成27年4月1日以降の単元未満株式の買取り分は含んでおりません。

4 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本自己株式処分と並行してなされる「募集又は売出しに関する特別記載事項」記載の、当社役員への株式報酬制度「役員報酬BIP信託口」及び管理職向けのインセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託口」にかかる自己株式処分1,738,000株の影響も考慮しております。

- 5 当社は平成27年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しました。これにより、「所有株式数」、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」、「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」が調整されております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第31期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）平成27年6月18日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成27年8月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月23日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照情報としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年8月7日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成27年8月7日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

KDDI株式会社 本店
（東京都新宿区西新宿二丁目3番2号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。